

## 集合住宅のごみ置場は きちんと管理してください。

狛江市ではごみの収

集を戸別収集としています。しかし、集合住宅については戸別収集が難しいことから、敷地内に専用のごみ置場を設置していただいています。ごみ置場があるからといって収集日以外の日にごみや資源物を出すのはルール違反です。(不法投棄になります)



日常的にごみをためおくことは不衛生であるばかりか、不法投棄を誘発する原因にもなります。また単身者向けの集合住宅のごみ置場では、指定収集袋に入っていない可燃・不燃ごみが出されていることが見受けられます。これも不法投棄となります。

ごみを出す人のモラルが一番の問題ですが、管理者や所有者からの適切な指導を行っていただくようにご協力をお願いします。

## 不法投棄は犯罪です。

法律はもちろん、狛江市のルールにそぐわないごみ捨て(ごみ出し)は不法投棄となり、5年以下の懲役又は一千万円以下の罰金又はこれを併科するとされている重大な犯罪行為です。

ごみ袋や粗大ごみシールを買うのがもったいないから、面倒だからといった理由から軽い気持ちで不法投棄をしてしまうようですが、社会の中で生きている以上、社会のルールを守ることは最低限度の常識です。

ルールを守った分別とごみ出しをしていただくようにご協力をお願いします。

